特定太陽光電気の利用の目標量

特定太陽光電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
目標量（億kWh）	3.8	14.0	17.9	23.8	31.0	39.0

○国土交通省告示第千百五十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から適用する。

平成二十一年十月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

表北海道運輸局函館運輸支局の項中「北海道函館市海岸通二十四―四」を「北海道函館市海岸町二十四―四」に、関東運輸局東京運輸支局の項中「東京都江東区青海二―七―十一」に、北陸信越運輸局石川運輸支局の項中「石川県七尾市矢田新町ニ部百七十二」を「石川県七尾市矢田新町ニ部百七十二」に、近畿運輸局和歌山運輸支局の項中「和歌山県和歌山市築港六―二十二―二」を「和歌山県和歌山市湊千百六―四」に改める。

○環境省告示第六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

やんばる（安波）鳥獣保護区

二　区域

沖縄県国頭郡国頭村所在民有林七六林班、七七林班、七八林班、七九林班及び八〇林班の区域、これらの各林班に囲まれる区域並びに同村字安波前田原一九八、二一七、二一八、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三八九、三九三、三九四、三九五、三九六、三九八、四〇〇、四〇一、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五及び四三六番地の区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村安波区に位置し、安波ダムの湛水域中央部から北方の区域であって、西側に安波川、東側に普久川が流れ、スダジイを中心とする亜熱帯常緑広葉樹林が広がる区域である。

このような自然環境を反映して、鳥類では絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラ及びヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲ等の希少鳥類が生息している。

また、哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリや、リュウキュウイノシシ等が生息している。

このように、当該区域は、希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ジャワマングース等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

○環境省告示第六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

やんばる（安田）鳥獣保護区

二　区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林安田事業区四〇林班、四一林班に小班及び四五林班い小班並びに同村民有林六六林班、六七林班、六八林班、六九林班、七〇林班、七一林班、七二林班、七三林班、七四林班、一一八林班、一一九林班の陸域（安田ヶ島を除く。）及びこれらの各林班に囲まれる区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村字安田区に位置し、同区集落から北西約二・五キロメートルに位置する伊部岳（標高三百五十三メートル）を中心とした国有林、村有林及び集落を含む東海岸に至る区域から構成される。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をスダジイ林が占めており、伊部岳中腹には、推定樹齢三百年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類のオキナワコキクガシラコウモリ及びケナガネズミ等が生息している。

また、ヤンバルクイナについては、集落内からその周辺においても生息が確認されている。

このように、当該区域は、ヤンバルクイナを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ジャワマングース等在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

㈢　保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、ジャワマングース、ノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・回復していくことを目標とする。

㈣　保全事業の対象区域

やんばる（安田）鳥獣保護区の全域

㈤　保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等のモニタリング調査を行い、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。